

第1表 令和6年度津市地域公共交通活性化協議会予算(案)

【歳入】 (単位:円)

款 項 目	R6年度(当初)	R5年度(当初)	比較	備考
1 負担金				
1 負担金				
1 負担金	11,195,000	4,200,000	6,995,000	津市
2 補助金				
1 補助金				
1 補助金	0	0	0	
3 繰越金				
1 繰越金				
1 繰越金	0	0	0	前年度繰越金
4 諸収入				
1 諸収入				
1 諸収入	1,000	1,000	0	預金利息等
合計	11,196,000	4,201,000	6,995,000	

【歳出】 (単位:円)

款 項 目	R6年度(当初)	R5年度(当初)	比較	備考
1 運営費				
1 会議費				
1 会議費	712,000	432,000	280,000	会議運営費等
2 事務費				
1 事務費				
1 事務費	398,000	241,000	157,000	通信費、消耗品費等
3 事業費				
1 事業費				
1 印刷製本費				
2 修繕料				
3 委託料	10,086,000	3,528,000	6,558,000	次期地域公共交通計画素案作成 6,342,000円 環境整備費 1,756,000円 乗降調査 1,296,000円 利用促進活動費ほか 692,000円
4 備品購入費				
5 工事請負費				
6 運行事業費				
4 諸支出金				
1 償還金				
1 償還金				
合計	11,196,000	4,201,000	6,995,000	

※各科目に不足が生じた場合は、会長の専決により流用することができる。

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
次期地域公共交通計画素案作成事業	令和7年度	2,233

津市地域公共交通活性化協議会財務規程

平成20年8月20日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、津市地域公共交通活性化協議会規約第13条の規定に基づき、津市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、津市及び企業等からの負担金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 会長は、毎会計年度、予算を調製し、年度開始前に協議会の会議（以下「会議」という。）に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

4 会長は、予算につき会議において承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに津市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに会議に諮るものとする。

2 補正予算が会議において承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、津市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、速やかに会議において報告しなければならない。

(債務負担行為)

第6条 歳出予算の金額の範囲内におけるものを除くほか、協議会が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。

(出納及び現金等の保管)

第7条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第8条 会長は、事務局職員のうちから出納員を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、津市の例により行うものとする。

2 出納員は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに協議会の決算を調製し、会議において認定に付すものとする。

2 会長は、前項の規定により決算を認定に付すに当たっては、監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、決算につき、会議において認定に付したときは、当該決算書の写しを速やかに津市長に送付しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成20年8月20日から施行する。

2 協議会の設立後最初の会計年度に係る予算は、第2条第2項の規定にかかわらず、設立に係る会議の定めるところによる。

3 平成21年度に係る予算は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成21年度最初の会議の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月13日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款		項		目	
1	負担金	1	負担金	1	負担金
2	補助金	1	補助金	1	補助金
3	繰越金	1	繰越金	1	繰越金
4	諸収入	1	諸収入	1	諸収入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款		項		目	
1	運営費	1	会議費	1	会議費
2	事務費	1	事務費	1	事務費
3	事業費	1	事業費	1 2 3 4 5 6	印刷製本費 修繕料 委託料 備品購入費 工事請負費 運行事業費
4	予備費	1	予備費	1	予備費
5	諸支出金	1	償還金	1	償還金

○津市地域公共交通活性化協議会財務規程の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>第5条 (略) (債務負担行為) 第6条 歳出予算の金額の範囲内におけるものを除く ほか、協議会が債務を負担する行為をするには、予算 で債務負担行為として定めておかなければならない。 第7条～第11条 (略)</p>	<p>第5条 (略) (新設) 第6条～第10条 (略)</p>

附 則

この規程は、令和6年3月13日から施行する。

1 地域公共交通計画作成の目的等

(1) 趣旨・目的

地域公共交通計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「法」といいます。）に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープランの役割を果たすものです。

作成に当たっては、交通事業者をはじめ、学識経験者、運輸支局、公安委員会等を構成員とする協議会において協議を行って作成することとされており、従来のバスやタクシーといった既存の公共交通サービスを活用した上で、必要に応じて自家用有償旅客運送や福祉輸送など既存の民間事業者による送迎サービス、物流サービス等の地域の多様な輸送資源についても活用することで、持続可能な地域公共交通の提供の確保が求められています。

本市におきましても、現行の第2次津市地域公共交通網形成計画（以下「現計画」といいます。）の評価等を踏まえ、あらためて本区域の鉄道や一般路線バス、タクシーといった既存の地域公共交通の現状や課題の把握、さらには現コミュニティバスの再編の方針を示した上で、ライドシェアなど公共交通に関する法改正や自動運転など技術革新等の動向も踏まえながら、公共交通ネットワークを総合的に捉え、中期的な視点から最適な地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資することを目的として、令和7年10月から5年間を計画期間とした新たな地域公共交通計画（以下「計画」といいます。）を作成しようとするものです。

(2) 定めるべき事項

- ア 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- イ 計画の区域
- ウ 計画の目標
- エ 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- オ 計画の達成状況の評価に関する事項
- カ 計画期間
- キ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

2 計画の作成に向けて

令和2年11月に改正された法に基づき作成する計画としては、初めて作成するものとなりますが、その作成に当たっては、本協議会と津市が十分協議を行い、津市が作成するものとなります。

改正前の法に基づき作成された現計画の作成までの手順等の経過として、調査、研究も含め、効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの形成に努めるべく、旅客輸送のノウハウを持つ交通事業者や運輸支局、交通分野の専門家である学識経験者等の専門的な委員、また三重県、津市の委員も含めて構成されます本協議会において、各委員から様々な立場からの御意見をいただき、議論・協議を行いながら、現計画の素案をとりまとめたいただきました。

その後、津市においてパブリックコメントを行うなどの意見等を反映した上で、あらためて本協議会において協議をいただき、作成に至りましたことから、令和7年10月を始期として新たに作成する次期計画においても、前回同様の手順で進めたいと考えています。

3 計画素案の作成の進め方について

2のとおりを進め方を基本として、現計画の素案作成時に生じた進め方の課題や反省点を踏まえ、下記の方法を取り入れながら、令和6年7月頃から計画の素案の検討をスタートし、令和7年7月中のとりまとめを目途として、進めていきたいと考えています。

(1) 専門事業者への委託による計画作成までの支援

計画の作成に当たり、市内の現状（地域概況・公共交通の現状等）を把握した上で、課題を整理し、基本的な方針・目標・事業を定めていく必要があることから、計画作成までスムーズな運用ができるよう、専門的な知見等を有する専門事業者に市内で運行している公共交通の状況等の基礎データ、関連資料等の整理や課題抽出、さらには調査、分析等も含め、本協議会における素案とりまとめに係る支援を目的として業務委託を行いたいと考えています。

ア 業者選定

指名競争入札による入札

イ 委託期間

令和6年6月～令和7年9月まで

※ 本協議会が行う計画素案づくりに資する調査、研究等については、国から補助金が交付されます。

(2) 分科会の設置

計画に定める目標や目標を達成するために行う事業の検討に当たっては、実施主体や関係機関との調整を図りながら進める必要があることから、より深い議論を行うため、協議会規約第11条の規定に基づき、学識経験者、交通事業者等から構成する分科会を設置したいと考えています。

※ 分科会に係る構成等の詳細については令和6年度第1回協議会にて協議いただいた上で承認いただきたいと考えています。

(3) デマンド型交通の実証実験及び分析・評価

デマンド型交通の導入に向け、実際に利用者からの予約を受け付け、運行することで、利用者の待ち時間やコールバック、目的地への到着時間、運行等の課題や問題点を検証し、本格運行に向け、改善すべき点を洗い出すことを目的として、令和6年10月から同年11月末までの2か月間にて、市内3地域で実証実験運行が予定されています。

実証実験運行の後、本協議会においても、その結果について評価・分析をいただくなど、計画素案のとりまとめに係る資料等としていただきたいと思います。

※ 実証実験運行については、三重県から地域モデル事業として選定されれば、県補助金を活用して実施します。

4 計画素案の作成に係るスケジュールについて

参考2のとおり

